

大阪広域環境施設組合監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和5年3月31日

大阪広域環境施設組合
監査委員 阪井千鶴子
同 辻 義隆

監査の結果に基づき講じた措置の通知の公表

1 通知を行った者の氏名

大阪広域環境施設組合管理者 松井 一郎

2 通知を受けた日及び講じた措置の内容

(1) 通知を受けた日：令和5年3月6日

対象：令和4年度定期監査等

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日
2 (2)	避難誘導マニュアル等について改善を求めるもの 本組合では、上町断層帯地（直下型）や東南海・南海地震（海溝型：南海トラフ）など、大阪市域に多大な被害が生じる巨大地震が発生した場合に備え、「大規模災害（震災）発生時対応マニュアル」を工場毎に策定しており、さらに付属するマニュアルとして、設備の停止手順や避難誘導の手順等を詳細に定めた個別のマニュアルを策定している。	1 ・各工場の「大規模災害（震災）発生時対応マニュアル」のうち「避難誘導マニュアル」に、プラットホーム内の自己搬入者に対する対応について記載し改定を行った。 2 ・各工場の「大規模災害（震災）発生時対応マニュアル」のうち「避難誘導マニュアル」に、搬入車両等に対する対応について記載し改定を行った。	措置済	令和5年 2月28日

各マニュアルは、定期的に見直し、訓練等を通じて得た知見を反映することで常に最適化する必要がある。

しかしながら、今回の監査において、各工場の「大規模災害（震災）発生時対応マニュアル」を確認したところ、次のとおりであった。

- ・各工場で避難誘導マニュアルを整備しているが、見学者や事務室への来訪者を想定したものになっており、プラットホーム内の自己搬入者に対しては記載がない。
- ・工場によっては、プラットホーム内の搬入車両等に対する対応が明らかになっていないものがある。

[指摘事項]

- 1 各工場は、プラットホーム内の自己搬入者への対応を避難誘導マニュアルに盛り込むこと。
- 2 各工場は、別に定めがない場合は、搬入車両等に対する対応についても記載すること。

<p>3 (1)</p>	<p>請負代金額の変更に係る事務手続きについて改善を求めるもの</p> <p>本組合では、工事請負契約の締結にあたり特別の理由が無い限りは、統一様式の請負工事契約書（以下、工事契約書という。）を用いている。</p> <p>工事において設計変更等により請負代金額の変更が必要な場合は、工事契約書第25条第1項で「請負代金額の変更については発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する」としており、同条第2項で「前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする」としている。</p> <p>また、第1条第5項で「この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない」としている。</p> <p>しかしながら、今回の監査において、契約事務の実施状況を確認したところ、次のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 仕様書の設計変更について 	<p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> 受注者に、請負代金額の変更に係る協議開始の日を通知していなければ、14日以内に協議が整わない場合に、発注者が請負代金額を定め、受注者に通知することができなくなり、その結果、工事完了が遅延して、焼却処理業務への影響が懸念されるという認識を、経理課内で共有した。 さらに、14日としている協議期間について、公共工事標準請負契約約款の解説にあるとおり、請負者の不利益とならないよう、発注者と請負者の対等性の確保に留意して定めるものであるという点についても、経理課内で認識を共有した。 以上の認識共有を図ったうえで、工事請負代金額の変更に係る協議開始の日を書面で通知するため、様式を令和5年2月7日付で作成した。その後、工事請負代金額の変更が生じた際には、経理課から受注者に対して、通知を行っている。また、業務委託等についても、同様に通知を行っていく。 今後、経理課担当者の変更があった際に通知が漏れることのない 	<p>措置済</p>	<p>令和5年 3月1日</p>
--------------	---	--	------------	----------------------

	<p>は、工事監督者からの施工指示書により受注者に対し設計変更の指示を行っているが、請負代金額の変更にかかる事務手続きにおいては、工事契約書に定める請負代金額の変更に係る協議開始の日に関する通知は行われていない。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>1 経理課は、協議開始の日の通知を行う時期、所管を整理し、書面による通知を徹底すること。</p>	<p>いよう、「契約変更の協議に係るチェック表」を作成した。</p>		
--	--	------------------------------------	--	--